

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：新潟県
農業委員会名：佐渡市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	8,450.00	1,430.00	—	—	9,880.00
経営耕地面積	6,395.96	703.18	255.52	392.90	7,099.14
遊休農地面積	38.54	7.42	7.28	0.14	45.96
農地台帳面積	9,346.62	2,450.34	2,450.34	0.00	11,796.96

	農家数(戸)
総農家数	4,647
自給的農家数	1,346
販売農家数	3,301
主業農家数	538
準主業農家数	715
副業的農家数	2,048

	農業者数(人)
農業就業者数	5,157
女性	1,838
40代以下	162

	経営数(経営)
認定農業者	1,144
基本構想水準到達者	298
認定新規就農者	22
農業参入法人	54
集落営農経営	6
特定農業団体	0
集落営農組織	6

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 23 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	37	37	10

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積		これまでの集積面積		集積率	
		9890.00	ha	6032.77	ha	61.00
課 題	農業経営者全体の高齢化及び病気による離農に伴い、耕作の維持が困難な農地が増えているため、認定農業者または農業法人による引き受けに限界が見えており、引き続き若手農業者や農業法人など、新たな後継者を各地区で育成し確保する必要がある。					

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)		達成状況(②/①×100)
6,041.60 ha	6,032.77 ha	41.17	ha	99.85 %

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	毎月の農地中間管理事業について、後者の委託団体と総合の情報共有並びに担当農業委員・農地利用最適化推進委員との連絡調整を年間を通じて随時実施するとともに、7月を目標に「機構集積協力金に関する打合せ」を関係機関と共に実施する。
活動実績	関係機関(市農業政策課・JA佐渡・新穂村土地改良区・農業委員会)による意見交換の場を設定した。 令和2年6月22日(月) 農地中間管理事業の打ち合わせ(会場:市役所)

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	認定農業者等の担い手についても高齢化や病気等による離農が始まり、その分の引き受けもあって更に少なくなった担い手が新たに引き受けられる農地の面積に限界が生じているため、集積面積の拡大実績は年々減少している。近年は山間地だけでなく平地での離農も増えているので、現在の担い手においても未来に向かって農地の集約化に取り組みやすく、農業に初めて取り組む若者も耕作しやすくなってきていると思われる。このような現状を活用するため、貸借あるいは売買について特に市外に居住する土地所有者の理解を得るための活動を進める必要がある。
活動に対する評価	利用集積は、直接農業者から相談を受けるJA佐渡・羽茂農業振興公社や農業委員・農地利用最適化委員の努力によるところが大きく、今後の人・農地プランの実質化に向けた作業やこれまで同様の受け手探しなど委員が関わる部分は増加の傾向にあるため、定期的に関係機関との連携を強化する会議を開催することは委員の活動をしやすくするために非常に有効である。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	7 経営体	7 経営体	4 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	9.83 ha	5.40 ha	2.85 ha
課題	高齢化と人口の流出により空き家に付随する農地が荒廃する傾向にあることから、平成26年度から別段面積の設定(1a設定)を施行している。今後も農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れが無いように注視する必要がある。		

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
10.00 経営体	4.00 経営体	40.00 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
8.00 ha	2.85 ha	35.63 %

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理機構及び関係機関と連携し、人・農地プラン及び各種補助事業の活用を推進し農地利用集積を図る。
活動実績	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、人・農地プランに係る打合せや、農業イベントにおける相談会などが行えなかった。

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	経営体数及び農地面積ともに目標の40%前後と低く、達成ができなかった。
活動に対する評価	農業イベントに合わせて計画していた相談会が、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でイベントが中止となり、実施できず、他の対応もとることができなかった。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	9890.00 ha	45.96 ha	0.46 %
課 題	後継者のいない農業従事者の高齢化、病気等による離農が進み、また、水稻の転作は中山間地の条件が悪い農地を実施する傾向があり、維持管理できなくなった農地の荒廃が進行している。特に担い手不足が深刻な山あいの農地では、中山間地域等直接支払集落協定による集落管理においても維持管理に支障をきたしている状況にある。		

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5.00 ha	-2.91 ha	-58.20 %

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法 1 調査区域を各地区に区切り、全農業委員が現地調査を行う。 2 荒廃農地調査票を基に荒廃農地調査と一体的に市内全域について調査を行う。 3 調査後は農地台帳への記載を行う。	36 人	6 月～ 7 月
農地の利用意向調査	調査実施時期:	8 月～ 10 月		
その他の活動	11月に農地パトロールを実施する。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		36 人	6 月～ 7 月	7 月～ 10 月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		10 月～ 11 月	11 月～ 11 月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 456 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆	
	調査面積: 45.96 ha	調査面積: 0.00 ha	調査面積: 0.00 ha	
その他の活動	11月12日に農地パトロールを実施した。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	発生面積が解消面積を上回ったため、遊休農地が増加した。継続して10ha以上は解消(R元年度20.9ha、R2年度14.4ha)しているため、早期に荒廃を確認し、貸借等により発生を防ぐよう、農地パトロールを強化する必要がある。
活動に対する評価	管内全域を各担当地区に分けて全推進委員により利用状況調査と荒廃農地調査を一体的に実施し、成果について各台帳に記載し台帳整備が図られた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)		違反転用面積(B)	
	9890.00	ha	0.57	ha
課 題	違反転用は原状回復や追認転用で解消し、農地パトロール等を実施し違反転用防止啓発を図る必要がある。			

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.57 ha	0.00 ha

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	10・11月に年1回(例年は2回。今年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から1回。)、全農業委員・全農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施するほか、全委員が担当地区について、随時パトロールを行う。
活動実績	全農業委員で農地パトロールを11月に行い違反転用は原状回復や追認転用で解消を図り、違反転用の未然防止のため広報等で周知した。
活動に対する評価	日 頃から農地パトロールを徹底し、原状回復や追認転用で解消を図っている。今後も引き続き周知と指導の徹底を図っていく。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 79 件、うち許可 79 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書に対して農地部会を開催し事前審査を行い、その後複数の農業委員等と事務局職員で現地調査を実施するほか、必要に応じ農業委員等が聞き取を行う。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局より申請内容を説明した後、地区担当農業委員の審査報告があり、その後全農業委員により審議を行う。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0	件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0	件	
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録及びホームページにて公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	30 日
	是正措置	—			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 50 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書に対して農地部会を開催し事前審査を行い、その後複数の農業委員と事務局職員で現地調査を実施するほか、必要に応じ農業委員が聞き取を行う。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局より申請内容を説明した後、地区担当農業委員の審査報告があり、その後全農業委員により審議を行う。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録及びホームページにて公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40 日	処理期間(平均)	40 日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	41 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	35 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	9 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	5 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	4 法人
	提出しなかった理由	<ul style="list-style-type: none"> ・該当1法人について解散(廃業)したため。 ・添付書類の不備などで提出に至っていない。 ・報告期限に達していない。
	対応方針	訪問等により、提出を促す。
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	—

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 4,013 件 公表時期 令和 2 年 10 月 情報の提供方法: 各農家へチラシを配布している。
	是正措置	—
	農地の権利移動等の状況把握	調査対象権利移動等件数 12,872 件 取りまとめ時期 令和 3 年 3 月 情報の提供方法: 新潟県に情報提供を行っている。
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 14,018.59 ha データ更新: 毎月総会案件での更新を行っている。 公表: 農業委員会事務局の窓口で公表している。
	是正措置	—

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉	無し
	〈対処内容〉	—
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉	無し
	〈対処内容〉	—

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

—

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	—
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

その他の方法で公表している

目標及びその達成に向けた活動計画及び点検・評価を印刷したものを事務局に備え付け、閲覧に供している。
